特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	障害者総合支援法に基づく支援に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、障害者総合支援法に基づく支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	障害者総合支援法に基づく支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

評価実施機関名

安中市長

公表日

令和5年6月23日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に基づく支援に関する事務
②事務の概要	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者総合支援に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請受理、支給決定、変更決定 ②地域相談支援給付費及び特例地域相談給付費の支給申請受理、支給決定、変更決定 ③計画相談支給費、特例計画相談支給費及びモニタリング費の支給申請受理、支給決定、変更決定 ④療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給申請受理、支給決定、変更決定 ⑤補装具費の支給申請受理、支給決定 ⑥高額障害福祉サービス等給付費の支給申請受理、支給決定 ⑦自立支援医療費（育成、更正、精神通院）の支給申請受理、支給決定、変更決定及び県担当部署への進達 ⑧自立支援医療費（育成）の安中市育成医療事務嘱託医による認定照会 ⑨障害支援区分の申請受理、支援区分の決定 ⑩障害支援区分認定のための調査票の作成 ⑪障害支援区分認定審査会の資料の作成、審査会の開催 ⑫地域生活支援事業の申請受理、支給決定、変更決定、相談支援 ⑬他の法令の給付との調整 ⑭①～⑦、⑫、⑬のサービス利用料の利用者負担決定のための市民税課税情報の照会
③システムの名称	障害者福祉システム、障害者認定審査システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1、福祉申請決定管理ファイル　2、総合支援申請決定ファイル　3、総合支援国保連連携ファイル　4、総合支援高額処理ファイル　5、支援区分調査関連ファイル　6、支援区分認定審査ファイル　7、補装具台帳ファイル　8、精神通院進達ファイル　9、更正医療決定名簿ファイル　10、育成医療決定名簿ファイル　11、計画相談依頼名簿ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の84の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） ・108の項 （別表第二における情報提供の根拠） ・16、26、57、87及び116の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課　障害福祉係
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192　群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111（代表） 安中市　行政課文書法規係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市　福祉課障害福祉係

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・108,109及び110の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・16,26,56の2,57,87及び116の項	(別表第二における情報照会の根拠) ・108の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・16,26,57,87及び116の項	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①介護給付費、特例介護給費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請受理、支給決定、変更決定	①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請受理、支給決定、変更決定	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	Ⅰ 関連情報 4情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・108の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・16、26、57、87及び116の項	・番号法第19条第8項及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・108の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・16、26、57、87及び116の項	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表) 安中市 福祉課障害福祉係	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	